



鳥取県公報

平成17年6月28日(火)
第7698号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (519) (中部総合事務所県民局)	1
	指定居宅サービス事業者の指定 (520) (西部総合事務所福祉保健局)	2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (521) (〃)	2
	土地改良区の役員の退任 (522) (日野総合事務所農林局)	2
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条第1項に規定する業務を行う シルバー人材センターの指定 (523) (労働雇用課)	3
	土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (524) (管理課)	3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (525) (会計管理室)	3
調達公告	落札者の決定 (2件) (出納室)	4

告 示

鳥取県告示第519号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年8月14日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年6月28日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成17年6月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 一粒の麦
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井上 零子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市宮川町188 - 9
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、ソーシャルワークの基本理念である「人権」と「社会正義」に基づいて広く地域住民に対して、福祉の向上、人権擁護に関する事業を行い、住民一人ひとりがお互いに力を合わせ、たとえ心身や環境上の障害があっても尊厳を持って暮らせる地域作りを実践し、寄与することを目的とする。

鳥取県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
新田晴生	米子市中島二丁目1 - 45	デイケア新田	米子市中島二丁目1 - 46	通所リハビリテーション	平成17年6月1日
〃	〃	新田外科胃腸科病院	〃	短期入所療養介護	平成17年6月7日
有限会社ラポール・ケア米子 代表取締役 藤山勝巳	米子市旗ヶ崎一丁目5 - 6	いきいきケアホーム旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目18 - 28	特定施設入所者生活介護	平成17年6月13日

鳥取県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事務所の名称	居宅サービス事業を行う事務所の所在地	指定年月日
有限会社けあホーム 代表取締役 金田孝成	米子市大篠津町690 - 13	ケアプランセンターおおしのづ	米子市大篠津町506 - 1	平成17年6月20日

鳥取県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年6月28日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 長谷川 政幸 日野郡日南町茶屋2967

平成17年5月16日退任

鳥取県告示第523号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項の規定に基づき、同法第42条第1項に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第41条第3項の規定により告示する。

平成17年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定した者の名称 社団法人大山町シルバー人材センター
- 2 指定した者の住所 西伯郡大山町赤坂764
- 3 指定した者の事務 西伯郡大山町赤坂764
所の所在地 西伯郡大山町末長503
西伯郡大山町御来屋467
- 4 指定に係る地域 大山町の全域
- 5 指定年月日 平成17年6月17日

鳥取県告示第524号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事
- 3 手続の開始をする土地
(1) 収用の手続を開始する土地
西伯郡大山町門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字後谷、字鎮守山、字菖蒲田、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字中長野、字下長野及び字長野並びに古御堂字水谷及び字新林地内
(2) 使用の手続を開始する土地
なし
- 4 手続を開始する土地を表示する図面の縦覧場所
大山町役場

鳥取県告示第525号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成17年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
625	財団法人 鳥取県交通安全協会 日野川地区協会	名称	財団法人 鳥取県交通安全協 会黒坂地区協会	財団法人 鳥取県交通安全協会 日野川地区協会	平成17年 5月28日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 「とっとり県政だより」の印刷業務
1回につき212,500部 12回発行 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成17年4月5日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 今井印刷株式会社
米子市富益町米川西8 |
| 5 落 札 金 額 | 36,681,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成17年2月22日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県出納局出納室
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 空港用高速スノーシュー除雪車 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成17年6月21日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 第一実業株式会社
東京都千代田区二番町11-19 |

- | | | |
|---|------------------|--------------------------------|
| 5 | 落札金額 | 47,145,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 | 入札公告日 | 平成17年5月10日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県出納局出納室
鳥取市東町一丁目220 |

